

第3章 乳幼児期の教育・保育

第1節 乳幼児期の教育・保育が目指すもの

第2節 乳幼児期の教育・保育の現状と課題

第3節 乳幼児期の教育・保育の具体的な取り組み

第1節 乳幼児期の教育・保育が指すもの

1. うるま市の教育目標

郷土に誇りをもち 未来を拓く人づくり

2. うるま市のめざす子ども像

「生きる力」を身に付け 高い志をもった「うるまっ子」

健全な人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育・保育を実現し、子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びを保障することで、心身の調和のとれた発達を目指します。

3. 子どもの「生きる力」の基礎を育むために（資質・能力の3つの柱）

乳幼児期の発達の特性に応じ、「遊び」を通した主体的な学びを大切にする

知識・技能の基礎

豊かな体験を通じて、
子どもが自ら感じたり、
気付いたり、分かった
り、できるようになった
りすること

思考力・判断力 表現力等の基礎

気付いたことや、でき
るようになったことなど
を使い、考えたり、試し
たり、工夫したり、表現
したりすること

学びに向かう力、 人間性等

心情、意欲、態度が
育つ中で、よりよい生
活を営もうとすること

乳幼児期は、子どもの自発的な活動としての遊びを十分に確保することにより、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育むことが大切です。

4. 幼児理解に基づく教育・保育

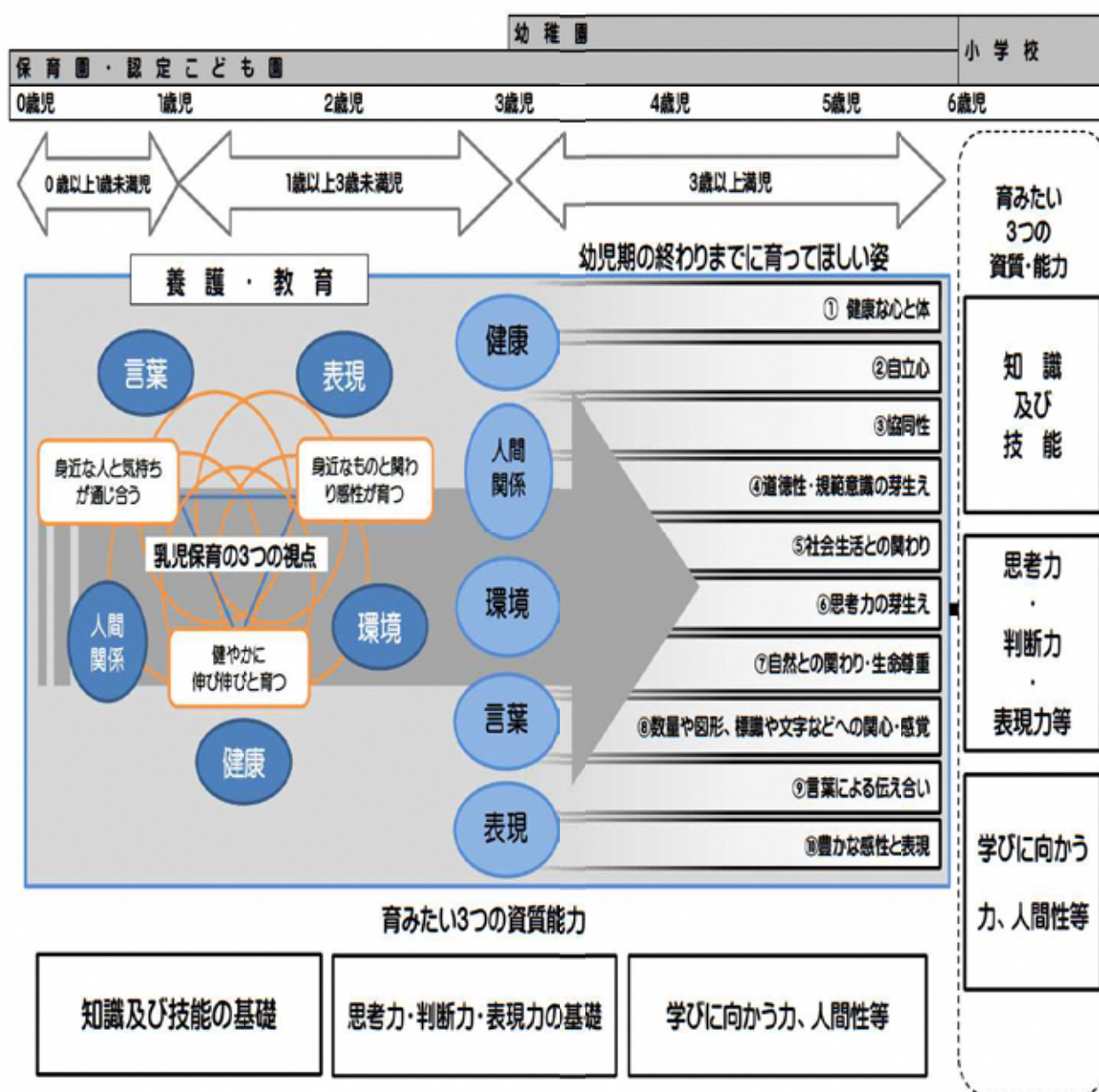
乳児保育の3つの視点及び幼児教育の5領域のねらいと内容（幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領）に基づいて保育をすると、「資質・能力」も育ちます。その際、幼児理解に基づき、子ども一人一人のよさや可能性が拓くとともに、乳幼児期にふさわしい発達を保障していくことが大切です。

保育者（幼稚園教諭、保育教諭、保育士）は、子どもとの信頼関係をつくり、子ども一人一人の主体的活動を促し、自らが発達に必要な経験を積み重ねていくことができるように、計画的に環境を構成し、援助を重ねていくことが大切です。

5. 「乳児保育の3つの視点」「5領域のねらい」「育みたい3つの資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関連性

平成29年3月に小・中学校の学習指導要領とともに幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針が同日告示され、「乳児保育の3つの視点」「育みたい3つの資質・能力」及び「5領域のねらい」に基づく活動全体によって育むとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が位置付けられました。これは、幼児期の終わりの育ちの姿をイメージしながら、それぞれの園のスタートから意識して取り組むための手立てであり、それに伴った育ちを捉える視点にもなります。

1 【系統図】教育・保育のねらい(乳幼児期～学童期)



(沖縄県「保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き-平成29年告示-」より引用)

第2節 乳幼児期の教育・保育の現状と課題

1. 保育の多様化

平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて、本市においても「認定こども園」「小規模保育園」「事業所内保育園」など、保育が多様化しています。本市の保育施設数は年々増加しており、それぞれの施設で「特色」として打ち出している教育・保育内容や方法は様々なものとなっています。

そこで、本方針に基づき、各施設が教育・保育の実践を進めていくことや、保育者が専門職としての自覚を持ち資質・能力の向上を図る必要があります。

2. 配慮を必要とする乳幼児への対応

本市において障がいのある子や保育の中で気になる子など、特別な支援を要する子どもの数は増加傾向にあります。また、医療技術の進歩等に伴い医療的ケア児の保育ニーズも高まっています。その他にも、虐待を受けた子への対応や海外から帰国した子への支援など、配慮を必要とする乳幼児への支援が求められています。

このような乳幼児に対して、一人一人の実情に応じた支援を計画的かつ組織的に行っていくとともに、すべての乳幼児が安心できる集団づくりへの配慮や、保護者との連携も課題となっています。

3. 家庭・地域との連携

乳幼児を取り巻く環境や社会状況の著しい変化に伴い、子どもの育ちにも変化が見られるようになってきました。また、家庭における養育力の低下、育児不安なども危惧されており、本市においても課題が見られます。

乳幼児期の生活は、家庭や地域での生活体験を基盤にしながら連続的に営まれています。そこで、家庭や地域との連携を十分にとり、乳幼児一人一人の育ちについて理解を深めながら、保育施設と家庭が互いに乳幼児期の望ましい発達を促すための生活を実現させていく必要があります。

4. 乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との接続

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「小学校学習指導要領」の改訂により、環境を通して学ぶ乳幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育への接続の重要性が示されています。

「保幼小連絡協議会」等、小学校教育への接続を意識した取り組みを行っていますが、幼児期から児童期への学びの連続性に関して、相互理解と連携に課題が見られます。



第3節 乳幼児期の教育・保育の具体的な取り組み

取り組み 1 「生きる力」の基礎を育む乳幼児期の教育・保育の充実

子どもの主体性、好奇心などを重視した遊びや体験を通し、生涯の生活の基礎となる教育・保育を展開し、「生きる力」の基礎を育みます。

- 安心・安全な場の提供
- 基本的生活習慣の確立
- 「遊び」を通した総合的な指導
- 幼児理解に基づいた教育・保育
- 環境を通して行う教育・保育
- 幼児理解に基づいた評価の充実

取り組み 2 保育者の資質・専門性の向上による教育・保育の質の向上

多様化する保育ニーズに対応しながら、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、保育者一人一人に求められる、「豊かな人間性」「広い社会性」「高い専門性」を身につけられるよう研修の充実に努めます。

- 研修の充実（園内研修・市主催保育施設職員研修）
- カリキュラム・マネジメントによる教育課程の組織的・計画的な質の向上
- 公立保育施設の公開保育及び協議会の実施

取り組み 3 配慮を必要とする乳幼児への対応

障がいのある子や虐待を受けた子、海外から帰国した子など、一人一人のありのままの姿を受け止め、安心できる環境と認め合う肯定的な関係づくりに努め、一人一人がかけがえのない存在であるという共通認識のもと、保護者と連携した取り組みを進めていきます。

- 家庭や医療、福祉等の関係機関との継続的な連携
- 乳幼児の実態把握を行い、個別の支援計画・指導計画に基づいた適切な支援
- 保育施設における特別支援教育コーディネーターと関係機関との連携強化
- 保護者等への子育て支援および相談事業

取り組み 4 家庭・地域との連携

子どもが地域の人々と関わり合いを楽しみ、温かな触れ合いの中で、いろいろな人に親しみを感じることは、子どもの成長を支える大きな力になります。また地域にとっても地域ぐるみで子どもを育むことは、「地域の子育て力向上」にもつながり、地域力強化も期待されます。

乳幼児の生活は家庭を基盤として、地域社会を通じて次第に広げていくことを大切にします。

- 保護者に寄り添える体制づくり
- 地域子育て支援センターの充実（親同士の交流の場・子育て相談・セミナーの開催）
- 地域との連携の充実（地域行事の周知など）
- 関係課・関係機関との連携

取り組み 5 小学校以降の教育への円滑な接続

子どもの育ちの相互理解を深め、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を職員間で共有し、就学前教育・保育と小学校以降の教育への円滑な接続を図ります。

- 学びの連続性を踏まえた教育・保育の実施
- 幼稚園・保育園・こども園「アプローチカリキュラム」、小学校「スタートカリキュラム」の充実
- 保幼小連携の充実（各地区保幼小連絡協議会の開催、合同の研修会、相互の参観、交流行事、架け橋プログラムの共通理解）
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした小学校への円滑な接続
- 幼児一人一人の育ちや対応等の共通理解及び引き継ぎ



